

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年9月

浜松市人事委員会



浜 人 第 5 0 号

平成30年9月28日

浜松市議会議長 飯 田 末 夫 様

浜 松 市 長 鈴 木 康 友 様

浜松市人事委員会

委員長 多和田 洋二

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

# 目 次

	(頁)
別紙第1 報告 .....	1
1 勧告の対象職員 .....	1
2 職員の給与の状況 .....	2
3 民間給与等の状況 .....	3
(1) 給与改定等の状況 .....	4
(2) 給与等の状況 .....	5
4 公民給与の比較方法 .....	5
(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方 .....	5
(2) ラスパイレス方式による公民給与の比較 .....	5
(3) 公民給与の比較における役職段階の対応関係 .....	7
5 民間給与との比較 .....	8
(1) 月例給 .....	8
(2) 特別給 .....	8
6 職員の給与水準 .....	9
7 物価及び生計費 .....	9
8 市内経済界及び労働界との意見交換 .....	9
9 人事院の報告及び勧告等の概要 .....	9
10 むすび .....	15
(1) 本年の給与改定 .....	15
(2) 給与等に関する課題 .....	16
(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題 .....	17
11 おわりに .....	25
別紙第2 勧告 .....	27
参考資料 .....	35

## 別紙第 1

# 報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立かつ公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

### 1 勧告の対象職員

第 1 表に示すとおり、本年 4 月 1 日現在における本市の総職員数は 8,881 人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、小学校又は中学校に勤務する教員などの小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等学校等教育職給料表適用職員、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員の 8,404 人である。

技能労務職員（自動車運転手、清掃業務員、用務員など）及び企業職員（上下水道部職員）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

第1表 適用給料表別職員数

適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,838人	勧告の 対象
うち事務職員・技術職員	(2,938人)	
小学校中学校等教育職給料表	3,447人	
高等学校等教育職給料表	111人	
医療職給料表	8人	
小 計	8,404人	
技能労務職給料表	224人	勧告の 対象外
企業職給料表(1)及び(2)	253人	対象外
総 計	8,881人	

## 2 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月1日現在の給与の実態を把握するため、「平成30年浜松市職員給与等実態調査」を実施した。当該調査は、第1表の勧告の対象職員数8,404人から公益法人への派遣、休職、育児休業等の職員603人を除外した7,801人を対象としている。

このうち、月例給において民間給与との比較の対象となる、事務職員・技術職員2,693人（事務職員・技術職員2,938人から公益法人への派遣、休職、育児休業等の職員195人及び平成30年4月採用の新規学卒者50人を除いた人数）の平均給与月額、第2表に示すとおり、平均年齢43.0歳で、給料331,671円、扶養手当9,941円、住居手当4,606円、その他20,569円の合計366,787円で、平成29年の合計366,646円と比べて141円の増加（0.04%）となっている。

第2表 職員の平均給与月額の様況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員※	
	平成30年	平成29年	平成30年	平成29年
給料	318,151円	317,067円	331,671円	331,274円
扶養手当	9,352円	9,401円	9,941円	10,174円
住居手当	4,749円	4,868円	4,606円	4,597円
その他	17,272円	17,262円	20,569円	20,601円
合計	349,524円	348,598円	366,787円	366,646円
(年齢)	(41.0歳)	(40.9歳)	(43.0歳)	(43.0歳)

(注) 1 公益法人への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。

2 「事務職員・技術職員※」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。

3 「その他」は、地域手当、管理職手当及び単身赴任手当等である。

[参考資料第1表 (38・39頁)]

### 3 民間給与等の状況

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内378の民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された118事業所を対象に行った。そのうち107事業所で、公務の行政職(事務職員・技術職員)と類似すると認められる事務・技術関係職種5,278人及び医療・教育関係等職種159人、合計5,437人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の実地調査を完了した。

また、各民間企業における給与改定の状況等について調査を実施した。

その結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給改定の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で61.9%、高校卒で44.5%となっているが、そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では43.4%、高校卒では35.6%となっている。〔参考資料第13表（79頁）〕

イ 給与改定の状況

第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は43.3%、ベースアップを中止した事業所の割合は6.8%、ベースアップの慣行がない事業所の割合は49.9%となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.2%となっている。

第3表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	43.3	6.8	0.0	49.9
課長級	34.1	7.6	0.0	58.3

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第4表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇 給中止	定期昇 給制度 なし
		増額	減額	変化なし			
				増額	減額		
係員	92.5	91.2	25.7	2.4	63.1	1.3	7.5
課長級	84.1	82.8	21.5	2.4	58.9	1.3	15.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## (2) 給与等の状況

### ア 初任給

新規学卒者（事務・技術関係職種）の本年4月の初任給月額は、大学卒 198,506 円、短大卒 178,506 円、高校卒 164,671 円である。

[参考資料第 11 表 (67 頁)]

### イ 職種別給与

事務・技術関係職種の本年4月の平均給与月額は、参考資料第 12 表 (68～75 頁) のとおりである。

## 4 公民給与の比較方法

### (1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

公民給与（本市職員の給与と市内民間事業所従業員の給与）の比較は、月例給与について本市職員と市内民間事業所従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本としている。公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較（ラスパイレス方式）を行うものである。

このラスパイレス方式は、人事院が昭和 34 年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているとともに、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

### (2) ラスパイレス方式による公民給与の比較

月例給与の水準を比較するに当たっては、個々の本市職員に市内の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出する方法をとっている。

「浜松市職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果から、比較対象となる本市の事務職員・技術職員と民間の事務・技術関係職種の4月分給与月額を取り出し、役職段階、学歴、年齢階層別の本市職



員の平均給与額と、これらの条件が同じである民間企業従業員の平均給与額のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、その両者の水準（平均額）を比較している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の比較対象から除外している。

＜参考:ラスパイレス方式による比較とは＞

- ① 市職員・民間企業従業員ともに役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出

市職員		民間企業従業員	
大学卒 A歳階層		大学卒 A歳階層	
298,000円		307,000円	
282,000円		297,000円	
278,000円		295,000円	
3人:平均286,000円		4人:平均295,000円	
大学卒 B歳階層		大学卒 B歳階層	
329,000円		331,000円	
320,000円		321,000円	
291,000円		306,000円	
290,000円		293,000円	
280,000円		289,000円	
5人:平均302,000円		6人:平均303,000円	

- ② ①のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

市職員		民間企業従業員	
大学卒 A歳階層		大学卒 A歳階層	
286,000円×3人		295,000円×3人	
=858,000円		=885,000円	
+		+	
大学卒 B歳階層		大学卒 B歳階層	
302,000円×5人		303,000円×5人	
=1,510,000円		=1,515,000円	

- ③ ②のそれぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員	民間企業従業員
合計:2,368,000円	合計:2,400,000円
8人平均: 296,000円	8人平均: 300,000円

(3) 公民給与の比較における役職段階の対応関係

公民給与について、月例給与をラスパイレス方式により比較する場合の役職段階の対応関係は、第5表に示すとおりであり、人事院の対応関係と同様である。

第5表 公民給与の比較における役職段階の対応関係

本市職員	民間企業従業員		
	企業規模 500人以上の 事業所	企業規模 100人以上500人 未満の事業所	企業規模 50人以上100人 未満の事業所
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

## 5 民間給与との比較

### (1) 月例給

前記の比較方法に従って比較を行った結果は、第6表に示すとおり、本市職員の給与がラスパイレス方式により算出された市内民間事業所従業員の給与を611円(0.17%)下回っている。

第6表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①－②
367,398 円	366,787 円	611 円 (0.17%)

(注)「民間給与」はラスパイレス方式により算出

### (2) 特別給

市内民間事業所の特別給の支給状況は、第7表に示すとおり、所定内給与月額との4.46月分に相当し、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間の平均支給月数(4.35月)を上回っている。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	326,008 円
	上半期(A2)	327,314 円
特別給の支給額	下半期(B1)	708,926 円
	上半期(B2)	747,402 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.18月分
	上半期(B2/A2)	2.28月分
	年間	4.46月分

(注)「下半期」とは平成29年8月から平成30年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

## 6 職員の給与水準

国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員について、平成 29 年 4 月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、本市職員の指数は、99.6 である。（平成 29 年地方公務員給与実態調査（平成 29 年 12 月総務省公表））

## 7 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、平成 29 年に比べ、全国では 0.6%、浜松市では 0.7%増加している。

また、同局の家計調査における本年 4 月の 2 人以上の世帯の消費支出は、本市では 386,613 円（平均世帯人員 3.06 人、世帯主の平均年齢 59.0 歳）となっている。 [参考資料第 19 表 (82・83 頁)]

## 8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、例年同様、市内経済界及び労働界の方々から地域の経済・雇用情勢を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

## 9 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年 8 月 10 日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。また、定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

それらの概要は第 8 表のとおりである。

## 給 与 勧 告 の 骨 子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕  
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

## 2 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他

#### (1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

#### (2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

### 1 国民の信頼回復に向けた取組

#### (1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

#### (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

#### (3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

### 2 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

政策的に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

#### (2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

#### (3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

### 3 働き方改革と勤務環境の整備等

#### (1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則 1 月 45 時間・ 1 年 360 時間（他律的業務の比重の高い部署においては 1 月 100 時間・ 1 年 720 時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1 月 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が 10 日以上、職員が年 5 日以上、年次休暇を使用できるよう配慮

#### (2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年 3 月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

#### (3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

#### (4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

## 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

### 1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出  
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

### 2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

### 3 定年の引上げに関する具体的措置

#### (1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

#### (2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入



- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

### (3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

### (4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

## 4 定年の引上げに関連する取組

### (1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

### (2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

## 10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について所要の措置を講ずるとともに、職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると認める。

### (1) 本年の給与改定

#### ア 月例給

本年は、前述したとおり、本市職員の給与が市内民間企業従業員の給与を611円(0.17%)下回っている状況である。

本委員会では、本市職員の給与水準と市内民間企業従業員の給与水準との均衡を図るという人事委員会の勧告制度の趣旨を踏まえ、所要の措置を講ずることが適当であると考ええる。

本年の給与の改定に当たっては、人事院勧告を踏まえ、給料表の引上げ改定を行うことが適当である。なお、給料表を引き上げても公民の給与較差が残ることから、給料の特例措置の一定の率を改定することが適当であると考ええる。具体的には次のとおりである。

#### (7) 給料表

行政職給料表の改定については、初任給は1,500円程度、若年層は1,000円程度引き上げ、その他は400円引き上げることを基本に改定を行うことが適当である。

また、医療職給料表及び小学校中学校等教育職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うことが適当である。

なお、高等学校等教育職給料表については、静岡県高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

#### (4) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表の改定状況を勘案し、所要の改定を行うことが適当である。

## (ウ) 給料の特例措置

給料月額に一定の率を乗じて得た額を加える給料の特例措置については、乗じる率を現行の1.81%から1.82%に引き上げることが適当である。

## イ 期末手当・勤勉手当

民間企業の特別給の支給割合との均衡を図るため、本市職員の期末手当・勤勉手当については、支給月数を0.1月分引き上げ4.45月分とすることが適当である。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当である。再任用職員については、再任用職員以外の常勤の一般職の職員との均衡を図ることが適当である。

このほか、期末手当においては、国に準じて、平成31年度以降、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分することが適当である。

## (2) 給与等に関する課題

### ア 常勤の一般職員以外の職員に係る制度

地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）の制度については、平成29年5月に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が、平成32年4月から施行されることに伴い、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員制度」の創設や特別職の任用及び臨時的任用の厳格化などが行われることとなった。

本市においても、法改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員制度の創設に向けて、その給与や採用方法、任期等を明確化する関係条例や規則の改正等を行い、その制度内容の周知を図るとともに、平成31年度中に採用活動を実施するなど、計画的に準備を進めていく必要がある。

## イ 宿日直手当

人事院は、本年、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直手当について所要の改定を行うよう勧告したところである。本市においても、国の改定内容を勘案し、所要の措置を講ずることが適当である。

### (3) 職員の勤務条件等に関する諸課題

#### ア 人材の確保・育成

##### (7) 人材の確保

近年、民間企業における旺盛な採用意欲等を背景に、本市においても人材確保は厳しい状況にある。市民に質の高いサービスを提供していくとともに、能率的で活力ある組織を維持していくためには、多様で有為な人材を安定的に確保していくことが重要である。

##### a 採用広報活動

本市においては、多様で有為な人材を確保するため、採用説明会の開催や各大学主催の学内セミナーへの参加、インターンシップの実施、さらにはSNSを利用した情報発信など、様々な取組を行っている。

今後も、これらの取組を引き続き実施していくとともに、Uターン就職等に向けた首都圏などでの合同企業説明会の機会や、就職活動開始前の大学生や高校生を対象とした職業研究セミナーの機会を積極的に活用して、就職先としての本市の魅力や職務のやりがいをより広くPRしていくことが重要である。

土木・建築などの技術職や、獣医師・薬剤師・保健師などの免許資格職については、依然として募集人員に対して応募者数が低迷している状況にある。そこで、本委員会では、今年度からの取組として、公務の魅力を伝えるため、これらの職種を輩出している学校の説明会へ、リクルーターとして本市職員の派遣を始めたところである。今後も職種に応じた効果的な採用広報活動について、より一層

調査・研究していくことが必要である。

#### **b 採用試験の方法**

本市においては、本年度から大学卒を対象とした行政職員（事務）の採用試験について、教養・専門試験を実施する従来の試験区分とは別に、多くの民間企業で導入されている適性検査と小論文のみで受験可能な試験区分を導入した。この新たな試験区分について十分な検証を行うなど、今後も多様で有為な人材確保のため、採用試験の方法について、調査・研究を進めることが重要である。

#### **c 消防ヘリコプター操縦士の確保**

本市の消防航空隊は、平成 21 年に新設され、ヘリコプターの持つ機動性と迅速性を活用して、傷病者を搬送する救急活動、山岳遭難・水難事故の救助活動、山間部での消火活動を行うなど、市民の安全・安心に欠くことのできない極めて重要な役割を担っている。

消防航空隊は、新設時には 3 人の操縦士を配置し、うち 2 人の操縦士（機長及び副操縦士）が常時、消防ヘリコプターに搭乗して運航する体制となっていた。しかし、定年退職や他の地方公共団体への転職により、平成 28 年 6 月からは 1 人の操縦士による運航体制が続いている。2 人の操縦士が搭乗して運航する体制を維持していくためには、操縦士の確保が喫緊の課題となっている。

現在、本委員会において、消防ヘリコプター操縦士の採用募集を行っているが、全国的にヘリコプター操縦士が不足している中、その確保は非常に厳しい状況となっている。さらに、実際に消防ヘリコプター操縦士として従事するためには、航空機の種類及び等級の資格（技能証明）とは別に、本市所有のヘリコプター（アエロスパシアル式 AS365 型）の型式限定の資格（技能証明）の取得や訓練に 2 年程度の期間が必要となる。

任命権者においては、消防ヘリコプター操縦士を速やかに確保するため、他の地方公共団体の操縦士の処遇状況を踏まえて、早急に

操縦士の処遇の改善を検討することが必要である。

#### (イ) 人材の育成

市民の幅広いニーズに的確、迅速に対応するためには、意欲的、積極的に課題に取り組む有為な人材を育成して、組織全体の力を高めていくことが重要である。

任命権者においては、長期的な視点に立ち、採用から退職まで、年齢層や役職段階等に応じて効果的な研修を計画的に実施することにより、職員の能力の開発を進めていくことが必要である。

管理監督者においては、職場での実務を通じた人材育成を推進し、部下と積極的にコミュニケーションを図ることにより、職員が日頃からスキルアップできる職場風土を醸成していくことが重要である。

### イ 人事評価制度

人事評価制度の実施を義務づけた改正地方公務員法の施行から2年が経過した。この改正では、人事評価について「職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と規定され、任用、給与等の人事管理の基礎として活用するものとしたところである。任命権者においては、人事評価制度の実効性をより高めるため、適宜、制度の運用状況の検証や、評価者の評価能力の向上に資する研修を継続的に実施するなど、制度のブラッシュアップを図っていく必要がある。

また、管理監督者においては、人事評価制度は、人事評価を通して職員に指導や助言を行うことにより、人材育成を図っていくものであることを理解し、引き続き適切な評価や効果的な面談等を実施していくことが重要である。

なお、旧県費負担教職員の人事評価制度については、教育委員会においてその内容を順次整備しているところであり、職員の十分な理解を得ながら、人事評価の信頼性と客観性を確保していくことが重要である。

## ウ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康維持や公務能率の向上、さらには仕事と家庭の両立を図る観点から、極めて重要な課題と位置づけられている。

民間労働法制においては、本年6月に時間外勤務の上限を原則月45時間、年間360時間とする労働基準法の改正を含む働き方改革関連法案が成立したところである。また国家公務員においても、人事院規則にて同様の上限が平成31年4月1日から設定されることとなっている。任命権者においては、労働基準法の改正や国家公務員の対応を参考にしつつ、必要な措置を講じていくことが重要である。

本市においては、時間外勤務縮減のため、個々の業務の効率化や課内の業務の平準化を促す「個人・月ごとの時間外勤務時間数の目標及び実績の見える化」などの取組を実施しているが、改正労働基準法が上限とする月45時間、年間360時間を超える時間外勤務が未だ見受けられることから、今後もこれらの取組を継続していく必要がある。管理監督者においては、業務の平準化や応援体制の整備など、時間外勤務の縮減に向けた具体的な取組を積極的に行っていくことが重要である。

なお、賃金不払残業はあってはならないものであることから、管理監督者においては、職員の時間外勤務の状況を確実に把握することにより、その防止に取り組むことが必要である。また職員も、時間外勤務の事前申請や出退勤時のタイムレコーダーの打刻など、基本的なルールを遵守する必要がある。任命権者においては、引き続き、時間外勤務の縮減に向け、あらゆる機会を通じて指導及び周知の徹底を図ることが必要である。

## エ 教職員の多忙な勤務の解消

近年、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の多忙な勤務の解消が大きな課題となっている。本委員会においては、労働基準法及び労

働安全衛生法に基づき、平成 29 年度に市内の小学校 2 校、中学校 1 校、小中一貫校 1 校を訪問して、各校の教職員の勤務実態の調査を行い、教職員の長時間にわたる勤務の状況を把握したところである。

国においては、昨年、中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が示され、これを踏まえて、文部科学省は、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表し、各教育委員会に対して必要な取組の徹底を通知したところである。

本市教育委員会においては、本年 3 月の第 3 次浜松市教育総合計画「はままつ人づくり未来プラン」の「教職員の多忙化にストップをかける施策」の具体的な取組として、「学校における働き方改革のための業務改善方針」を示している。この方針は、部活動指導員や校務アシスタントの配置など業務の役割分担・適正化を進めるための取組や、タイムレコーダーの導入、学校閉庁日の設定など、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な取組が盛り込まれており、長時間勤務の解消やワーク・ライフ・バランスの実現が期待されるものとなっている。

教育委員会及び管理監督者においては、学校現場で働く教職員の意見を参考にしながら、これらの取組を積極的に実施していくことが必要である。

## オ 職員の勤務環境の整備等

### (7) 仕事と家庭の両立支援

職員が能力を十分に発揮して職務に従事するためには、一人ひとりの職員が抱える事情に応じて、公務に支障のない範囲で働き方の選択肢を整備することが重要である。本市においては、仕事と家庭の両立支援のため、育児や介護に係る勤務制度の充実が図られてきたところであり、今後も、職員が安心して職務に専念できる勤務環境の整備に積極的に取り組んでいく必要がある。



#### a 柔軟な働き方の検討

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、民間企業では、フレックスタイム制やテレワークなどの柔軟な働き方の取組が進められている。国や他の地方公共団体においても、近年、フレックスタイム制などを試行・導入する動きが見られるところである。

本市においては、「勤務時間の弾力的割振り」や「夏の朝型勤務（ゆう活）」の試行に取り組んでおり、対象となる職場及び職員が年々増加するなど、徐々に広がりを見せている。フレックスタイム制を本市に導入することについては、市民対応の窓口業務への影響など多くの課題があるが、他の地方公共団体の動向等を踏まえて引き続き調査・研究を進めるとともに、「夏の朝型勤務」の試行の検証を行うことなどにより、柔軟な働き方の選択肢を増やしていくことが必要である。

#### b 年次休暇取得の促進

本年6月に成立した働き方改革関連法案においては、平成31年度以降、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、一定日数については時季を指定して与えなければならないことが規定された。また、厚生労働省は、毎年10月を年次有給休暇取得促進月間と定めて計画的な取得等を民間企業に促すなど、年次有給休暇の取得促進への取組が進められている。

年次休暇の取得は、心身の健康維持・増進や家庭生活の充実を図る上で効果的であり、労働意欲の維持向上にもつながるものである。

本市においても、職員の計画的な年次休暇の取得推進や、職場内の協力関係の構築など、今後も年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに一層取り組んでいく必要がある。

#### (イ) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるだけでなく、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、市民に対して

公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

本市においては、心の健康づくりのため、メンタルヘルス相談やメンタルヘルス講習会、健康づくりイベントなどの取組を実施し、日頃から心の健康の保持増進に努めているところである。平成28年度から義務化されたストレスチェックについては、積極的な受検を職員に呼びかけており、受検率は、平成28年度は95.9%、平成29年度は96.2%となっている。ストレスチェックの結果は、本人に通知され、高ストレス者は、本人の希望により保健師との面談や医師の面接指導が受けられることとなっている。さらに、平成29年度からは、ストレスチェックの結果を職場ごとに分析したデータを活用した職場改善研修を実施している。

任命権者においては、今後も職員一人ひとりの心の健康づくりのために、また、職員がより働きやすい職場環境をつくるために、これらの取組を継続して推進していくことが重要である。

#### (ウ) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の心の健康や職場の士気、公務能率にも悪影響を及ぼすことから、職員がハラスメントに関する正しい知識を持つとともに、日頃から職員同士のコミュニケーションを密にし、良好な職場環境づくりを進めていくことが重要である。

今般、国家公務員によるセクシュアル・ハラスメントの不祥事が発生したことを受け、国においては再発防止と信頼回復に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止のための研修の強化等に取り組むこととしている。本市においては、管理監督者に対して「セクシュアル・ハラスメント等対策研修」、セクシュアル・ハラスメント等相談員に対して「セクシュアル・ハラスメント等相談員研修」などハラスメント防止のための研修を継続的に実施しているところである。今後も、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止のために積極的にこれら

の研修を行い、その研修内容を職場に浸透させて、職員の意識の共有を図ることにより、ハラスメントが生じない職場づくりに努めていく必要がある。

#### (I) 女性が働きやすい職場環境の整備

職場において、女性が個性と能力を十分に発揮して活躍することは、多様な価値観を生み組織の活性化をもたらすだけでなく、本市への女性受験者数の増加にもつながることとなる。そのためには、女性が働きやすい職場環境を整備していくことが極めて重要である。

本市においては、平成 28 年に策定した「はままつ女性職員活躍応援プラン」に盛り込まれた「女性職員キャリアアシスト研修」などの取組を実施し、キャリアアップや高いモチベーションにつながる意識の醸成が行われている。今後も、ワーク・ライフ・バランスの推進を含めて、女性職員が結婚・出産・育児・介護などのライフイベントに左右されることなく将来にわたって活躍し続けられるよう、働きやすい職場環境の整備に継続的かつ総合的に取り組んでいく必要がある。

#### カ 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられたことに伴い、本市においては、定年退職者のうち希望する者を再任用し、その職員が今まで培った知識や経験を活用しているところである。

そのような中、人事院は、本年の給与勧告とともに、65 歳までの段階的な定年引上げ、役職定年制の導入、60 歳を超える職員の年間給与水準の引下げなどの具体的な措置や関連する取組を示した「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を、国会及び内閣に対して行っている。

本市においても、段階的な定年の引上げについて、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、調査・研究を進めていく必要がある。

## キ 公務員倫理

地方公共団体が円滑な行政運営を行う上で、市民との信頼関係を維持していくことは、必要不可欠なものである。本委員会では、これまでも公務員倫理の保持について、繰り返し言及してきたところであるが、残念ながら、それでもなお一部の職員による不祥事が発生している状況にある。職員による不祥事は、市民からの信頼を損なうほか、他の職員の士気にも悪影響を及ぼすこととなる。

本市では、不祥事を防止するための取組として、職場単位でグループ・ディスカッションを実施している。その中では、職員が、今後起こり得るリスク（不祥事）を洗い出し、その要因や課題、影響等について意見を出し合うことにより、職員一人ひとりの倫理意識の向上を図っている。

職員においては、公務内外を問わず、全体の奉仕者として高い倫理感と使命感が求められていることを強く自覚する必要がある。

管理監督者においては、率先垂範して服務規律を遵守することはもとより、不祥事の防止に向けて部下とのコミュニケーションを積極的に図り、風通しの良い組織風土を醸成していく必要がある。

任命権者においては、今般、国において公文書の不適正な取扱い等の不祥事が発生し、公務員倫理が強く問われている状況をも踏まえ、引き続き各部局における公務員倫理研修や新規採用職員から管理監督者までの階層別研修の実施、「コンプライアンスセルフチェックシート」の活用など、あらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚により一層努め、厳正な服務規律の確保を図る必要がある。

### 1.1 おわりに

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているもので、民間準拠により職員の給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営

の確保に寄与するものである。

本年の人事委員会勧告においては、公民の給与比較を行ったところ、本市職員の月例給及び特別給が民間給与を下回っていることから、先に述べた内容の勧告を行うこととした。その結果、給与改定については、月例給及び特別給とも平成26年から5年続いて引き上げることとなった。

この比較対象である民間給与は、市内の民間事業所が、人手不足や日々刻々と変化する経営環境に対応するため、知恵や創意工夫による業務の効率化などを行う中で、顧客のニーズを意識したより良いサービスや商品を提供するなどのたゆまぬ企業努力が続けられた結果、確保されたものである。そして、その企業努力には、民間事業所に勤務する多くの市民が深く関わっていることを忘れてはならない。職員においては、そのことを常に意識し、全体の奉仕者として改めて市政の果たす役割と職責の重大さを自覚し、公務に携わる者として高い倫理感を堅持し、今後もそれぞれの職場で市民の期待と信頼に応えていただきたい。

社会の様々な変化に伴い、市民の幅広いニーズへの対応や柔軟な組織運営が求められていることから、職務に従事する職員の心身への負担はますます大きなものとなっている。任命権者においては、職員がその能力を最大限に発揮できる良好な職場環境づくりに努められたい。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

## 別紙第2

### 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

#### 1 公民の給与較差に基づく給与の改定

##### (1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表、小学校中学校等教育職給料表を別記第1のとおり改定すること。

##### (2) 給料の特例措置

報告「10 むすび」のとおり改定すること。

##### (3) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成30年12月期に支給される勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。再任用職員については、0.485月分とすること。

イ 平成31年6月期以降に支給される期末手当の割合を1.3月分、勤勉手当の支給割合を0.925月分とすること。再任用職員については、期末手当の割合を0.725月分、勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

#### 2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のイはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(3)のイは平成31年4月1日から実施すること。

# 別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			

61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200				
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。



医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
	7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500
	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
	19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400
	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
	21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400
	22	321,900	396,800	450,300	515,700	
	23	325,400	399,400	452,600	517,600	
	24	328,900	401,800	454,900	519,500	
	25	332,400	403,800	456,900	521,200	
	26	335,200	406,100	459,200	523,000	
	27	337,800	408,300	461,400	524,800	
	28	340,400	410,600	463,700	526,600	
	29	343,200	412,900	465,800	528,200	
	30	345,300	415,000	468,100	530,000	
	31	347,500	417,000	470,400	531,800	
	32	349,900	419,100	472,600	533,600	
	33	352,100	421,000	474,600	535,200	
	34	354,500	422,800	476,700	537,000	
	35	356,700	424,600	478,800	538,700	
	36	359,200	426,600	480,900	540,500	
	37	361,400	428,500	483,000	542,100	
	38	363,800	430,500	484,800	543,700	
	39	366,200	432,400	486,600	545,100	
	40	368,400	434,400	488,400	546,700	
	41	370,700	436,200	490,100	548,200	
	42	372,100	438,000	491,900	549,600	
	43	373,600	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	

52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

小学校中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	449,700
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	450,200
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	450,700
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	451,200
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	451,700
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	452,200
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	452,700
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	453,200
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	453,700
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	454,200
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	454,700
	49	243,000	279,600	364,000	385,800	455,200
	50	244,400	281,600	365,500	387,300	455,700
	51	245,900	283,500	367,100	388,800	456,200
	52	247,100	285,500	368,700	390,200	456,700
	53	248,200	287,300	370,100	391,400	457,200
	54	249,600	289,700	371,600	392,700	
	55	250,800	292,000	373,100	393,800	
	56	252,000	294,500	374,600	394,900	
	57	253,200	296,500	376,100	396,300	

58	254,400	299,000	377,500	397,500
59	255,500	301,300	378,900	398,700
60	256,700	304,000	380,200	400,000
61	258,100	306,400	381,100	401,200
62	259,100	308,800	382,300	402,200
63	260,300	311,300	383,500	403,600
64	261,200	313,600	384,600	404,900
65	262,200	315,800	385,500	406,100
66	263,600	318,000	386,700	407,200
67	265,000	320,100	387,700	408,400
68	266,400	322,300	388,800	409,500
69	268,000	324,200	390,000	410,500
70	269,500	326,300	391,000	411,700
71	271,000	328,400	392,100	412,900
72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,400	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		

120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
158		405,700			
159		406,000			
160		406,200			
161		406,400			
162		406,700			
163		407,000			
164		407,200			
165		407,400			
再任用 職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 備考
- この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
  - この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(参考資料)

## 目 次

(頁)

### 1 市職員給与関係資料

平成30年職員給与等実態調査の概要	37
第1表 給料表別平均給与月額等	38
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	40
その1 行政職給料表	40
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	42
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	44
その2 医療職給料表	46
その3 小学校中学校等教育職給料表	48
その4 高等学校等教育職給料表	51
第3表 給料表別、年齢別職員数	54
その1 行政職給料表	54
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	55
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	56
その2 医療職給料表	57
その3 小学校中学校等教育職給料表	58
その4 高等学校等教育職給料表	59
第4表 扶養親族数別職員数	60
第5表 住居手当の支給状況	61
第6表 通勤手当の支給状況	62
第7表 管理職手当の対象職員	63
第8表 職員数の比較	64
第9表 再任用職員の級別人員	64

**2 民間給与関係資料**

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	.....	65
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	.....	66
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	.....	67
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	.....	68
その1 公民給与比較の対象職種	.....	68
その2 公民給与比較の対象外職種	.....	76
その3 再雇用者	.....	78
第13表 民間における初任給の改定状況	.....	79
第14表 民間における定期昇給制度の状況	.....	79
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	.....	80
第16表 民間における家族手当の支給状況	.....	80
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	.....	80
その2 扶養家族の構成別支給額	.....	80
第17表 民間における住宅手当の支給状況	.....	81
第18表 公民比較における比較対象従業員	.....	81

**3 労働経済関係資料**

第19表 労働経済指標	.....	82
-------------	-------	----

## 1 市職員給与関係資料

### 平成 30 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった平成 30 年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 30 年 4 月 1 日現在における職員給与を調査したものである。

#### (2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ① 技能労務職員
- ② 企業職員
- ③ 臨時的任用職員
- ④ 休職中の職員
- ⑤ 育児休業中の職員
- ⑥ 在籍専従の許可を受けている職員
- ⑦ 派遣されている職員
- ⑧ 再任用職員
- ⑨ 任期付職員

#### (3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等 教育職給料表	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会 の定める指導主事
高等学校等 教育職給料表	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育 委員会の定める指導主事



第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別構成比		平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
		男	女			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	%			%	歳	年	%
行政職	4,495	66.3	33.7	41.0	19.4	54.0	14.2	31.4	0.4
事務職員・技術職員	2,743	73.9	26.1	42.6	20.9	61.3	7.4	30.9	0.4
その他の職員 ※1	1,752	54.5	45.5	38.4	17.0	42.6	24.9	32.2	0.3
医療職	8	87.5	12.5	52.0	26.7	100.0	0.0	0.0	0.0
小学校中学校等教育職	3,187	51.5	48.5	43.8	21.1	96.5	3.5	0.0	0.0
高等学校等教育職	111	66.7	33.3	46.7	23.9	98.2	1.8	0.0	0.0
計	7,801	60.3	39.7	42.2	20.1	72.1	9.6	18.1	0.2
公民比較の対象 ※2	2,693	74.6	25.4	43.0	21.3	60.9	7.5	31.2	0.4

- (注) 1 「その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等  
 2 「公民比較の対象※2」は、行政職（事務職員・技術職員）から新規学卒者50人を除いたもの  
 3 「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。  
 4 「通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

(平成30年職員給与等実態調査)

平均給与月額								通勤手当 ※4
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
318,151	9,352	10,258	337,761	4,749	6,933	81	349,524	7,128
329,028	9,759	10,784	349,571	4,558	9,389	132	363,650	7,328
301,122	8,714	9,436	319,272	5,047	3,087	0	327,406	6,816
533,954	20,625	50,536	605,115	9,638	67,361	301,150	983,264	15,132
378,184	7,378	13,005	398,567	3,782	5,041	6,388	413,778	4,947
416,180	12,626	13,249	442,055	3,886	5,658	4,119	455,718	7,067
344,293	8,604	11,464	364,361	4,347	6,203	3,024	377,935	6,244
331,671	9,941	10,880	352,492	4,606	9,563	126	366,787	7,331

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(平成30年職員給与等実態調査)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										1
2										
3										
4			46						1	
5			34	4						
6			24							
7			13	6						
8			38							
9		8	24	5						
10		3	31							
11			12	8						
12		11	20	7						
13		5	45	31						5
14		1	9	4						5
15			31	50						4
16		8	18	8						4
17		2	23	39						
18			9	12						1
19			52	39						2
20		11	13	11						2
21		9	29	40						1
22		5	24	19					2	4
23			48	44					1	1
24		7	11	14					3	
25		13	24	45	1				3	
26		2	16	20					3	2
27		5	39	45					5	
28		6	4	6					10	
29		73	9	36	1			2	10	
30		2	4	22				8	10	1
31		11	3	40	1			16	3	
32		57	1	17				17	1	1
33		20		48	2			3	1	1
34		4	1	13	2			10	1	
35		5	1	40	2			6	3	
36		6		10				1	3	
37		3		34	2			5	4	
38				21				7		
39				43	7					
40		4		11	4			4		
41				39	11			2	2	1
42				22	3			1		
43				31	7	1	1	2	1	
44		16		16	4		2	3		
45				27	24	1			1	
46				22	16	1	1	2		
47				26	18	1	5	3		
48				17	15	1	1	2		
49				45	20	1	5	1		
50				12	25	5	17	2		
51				35	26	6	39			
52				22	24	4	8	1		
53				52	42	4	19	2		
54				27	20	4	20	1		
55				45	35	5	15	1		
56				26	12	8	10			
57				38	26	6	18			
58				24	21	12	7			
59				37	31	12	5			
60				22	30	10	4	1		
61				37	16	15		1		
62				24	19	10	2			
63				43	23	9	3			
64				17	12	10	1			

号給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
65	人	人	48	23	12	2	人	人	人	
66			17	12	11	2				
67			28	18	5	3				
68			14	9	6	1				
69			20	11	6	5				
70			14	11	11	2				
71			28	9	5	1				
72			13	9	7	3				
73			21	5	1	3				
74			7	9	5	1				
75			21	6	3	3				
76			7	6	8	3				
77			5	6	10	26				
78			8	4	7					
79			5	3	7					
80			7	4	3					
81			6	3	13					
82			11	2	4					
83			12	3	25					
84			6	1	1					
85			16	1	19					
86			8	2	7					
87			12	1	4					
88			9	1	4					
89			7	2	8					
90			9	2	5					
91			3	5	8					
92			8	4						
93			6	22	31					
94			1	13						
95			2	11						
96			4	14						
97			3	18						
98			3	2						
99				21						
100			3	5						
101			2	63						
102			2							
103			1							
104			1							
105			5							
106			2							
107			1							
108			1							
109			1							
110										
111										
112										
113			1							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	281 ( 6.2)	656 ( 14.6)	1,907 ( 42.4)	843 ( 18.8)	362 ( 8.1)	238 ( 5.3)	104 ( 2.3)	68 ( 1.5)	36 ( 0.8)	
								総計	4,495 ( 100.0)	

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2									
3									
4		28						1	
5		15	2						
6		17							
7		1							
8		22							
9	3	12							
10		25							
11		5							
12	7	11	5						
13	2	21	11						5
14		5	2						4
15		14	19						4
16	3	11	3						3
17	2	8	14						
18		7	5						1
19		21	20						2
20	1	10	4						2
21	1	14	15						1
22	4	18	7					2	4
23		26	21					1	1
24	2	8	7					3	
25	2	15	25					3	
26	2	10	7					1	2
27	1	27	28					4	
28	1	3	4					9	
29	42	5	16				2	9	
30	1	3	11				7	8	1
31	3		23				13	3	
32	36	1	8				13	1	1
33	15		20				2	1	1
34	1	1	2				9	1	
35	3	1	23	2			5	3	
36			8				1	1	
37	1		18	1			4	2	
38			11				5		
39			20	4					
40	1		4	2			4		
41			22	6			2	1	1
42			14	1					
43			18	7		1	2		
44			10	1		2	2		
45			14	17	1			1	
46			15	13	1	1	2		
47			12	15	1	4	3		
48			6	10	1		2		
49			28	10		3	1		
50			9	16	5	13	1		
51			21	20	3	34			
52			16	18	3	5	1		
53			28	37	1	14			
54			15	15	3	15	1		
55			25	22	4	11	1		
56			17	6	5	8			
57			26	20	3	14			
58			13	18	7	7			
59			22	20	6	5			
60			11	25	5	3			
61			26	12	13		1		
62			12	16	9	1			
63			34	15	5	1			
64			14	7	7	1			

号給	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			29	19	9	1			
66			11	8	6	2			
67			13	14	2	2			
68			12	5	4	1			
69			13	11	4	5			
70			6	9	6	2			
71			15	6	3	1			
72			10	6	2	2			
73			13	5	1	2			
74			5	8	5				
75			14	4	2	1			
76			4	4	5	1			
77			2	1	5	23			
78			1	4	4				
79			5	3	4				
80			3	3	3				
81			3	3	9				
82			7	1	3				
83			9	1	20				
84			3		1				
85			11	1	13				
86			4	2	5				
87			9	1	4				
88			4	1	2				
89			5	1	4				
90			6	2	4				
91			2	3	6				
92			6	4					
93			5	16	25				
94				7					
95			2	11					
96			3	9					
97			3	12					
98			3	2					
99				13					
100			3	2					
101			1	39					
102			1						
103			1						
104									
105			3						
106			1						
107									
108			1						
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	134 ( 4.9)	365 ( 13.3)	1,043 ( 38.0)	597 ( 21.8)	244 ( 8.9)	186 ( 6.8)	85 ( 3.1)	55 ( 2.0)	34 ( 1.2)
							総計		2,743 ( 100.0)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4			18							
5			19	2						
6			7							
7			12	6						
8			16							
9		5	12	5						
10		3	6							
11			7	8						
12		4	9	2						
13		3	24	20						1
14		1	4	2						
15			17	31						
16		5	7	5						1
17			15	25						
18			2	7						
19			31	19						
20		10	3	7						
21		8	15	25						
22		1	6	12						
23			22	23						
24		5	3	7						
25		11	9	20	1					
26			6	13					2	
27		4	12	17					1	
28		5	1	2					1	
29		31	4	20	1				1	
30		1	1	11				1	2	
31		8	3	17	1			3		
32		21		9				4		
33		5		28	2			1		
34		3		11	2			1		
35		2		17				1		
36		6		2					2	
37		2		16	1			1	2	
38				10				2		
39				23	3					
40		3		7	2					
41				17	5				1	
42				8	2			1		
43				13		1			1	
44				6	3			1		
45				13	7					
46				7	3					
47				14	3					
48				11	5		1			
49				17	10	1	2			
50				3	9		4			
51				14	6	3	5	1		
52				6	6	1	3			
53				24	5	3	5	2		
54				12	5	1	5			
55				20	13	1	4			
56				9	6	3	2			
57				12	6	3	4			
58				11	3	5				
59				15	11	6				
60				11	5	5	1			
61				11	4	2				
62				12	3	1	1			
63				9	8	4	2			
64				3	5	3				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			19	4	3	1			
67			6	4	5				
68			15	4	3	1			
69			2	4	2				
70			7		2				
71			8	2	5				
72			13	3	2				
73			3	3	5	1			
74			8			1			
75			2	1		1			
76			7	2	1	2			
77			3	2	3	2			
78			3	5	5	3			
79			7		3				
80			4	1					
81			3		4				
82			4	1	1				
83			3	2	5				
84			3	1					
85			5		6				
86			4		2				
87			3						
88			5		2				
89			2	1	4				
90			3		1				
91			1	2	2				
92			2						
93			1	6	6				
94			1	6					
95									
96			1	5					
97				6					
98									
99				8					
100				3					
101			1	24					
102			1						
103									
104			1						
105			2						
106			1						
107			1						
108									
109			1						
110									
111									
112									
113			1						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	147 ( 8.4)	291 ( 16.6)	864 ( 49.3)	246 ( 14.0)	118 ( 6.7)	52 ( 3.0)	19 ( 1.1)	13 ( 0.8)	2 ( 0.1)
							総計		1,752 ( 100.0)



その2 医療職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17			1		
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29				1	
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40				1	
41					
42					
43					
44				2	
45					
46					
47					
48				1	
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64				1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計 (構成比%)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	2 ( 25.0)	6 ( 75.0)	0 ( 0.0)
				総計	8 ( 100.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17			51			
18						
19						
20			33			
21			10			7
22						7
23			1			10
24			53			3
25			14			
26			2			1
27			1			2
28			29			4
29			18			11
30			35			16
31			3			24
32			33			17
33			19			4
34			44			4
35			5			2
36			26			2
37			15			
38			42			
39			4			
40			14			
41			14			7
42			44			5
43			9			4
44			14			7
45			11			4
46			54			
47			3			2
48			11			3
49			22			
50			42			
51			8			1
52			9			
53			15			
54			8			
55			2			
56			24			
57			13			
58			15			
59			6			
60			8			
61			6			
62			27			
63			5			
64			15			

号給	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
65			17			
66			27			
67			9			
68			25			
69			15			
70			29	1		
71						
72			2			
73						
74			6		27	
75			8		5	
76			16		2	
77			12		1	
78			32			
79			6			
80			9		1	
81			14		23	
82			17		10	
83			5		4	
84			22	1	27	
85			12	1	2	
86			3			
87			2	1	2	
88			3	1	2	
89			1	3	6	
90			3	3	9	
91			5	7	6	
92			3	5	1	
93			24	5	2	
94			9	2	2	
95			8		3	
96			16	2	3	
97			23	5	2	
98			14	2	3	
99			13	6	4	
100			12	1	3	
101			19		2	
102			10		4	
103			7		2	
104			18			
105			16			
106			13			
107			9			
108			12			
109			17	2		
110			12			
111			2			
112			2			
113			1			
114			1			
115			14			
116			19			
117			17			
118			14			
119			9			
120			17			
121			18			
122			15			
123			14			
124			11			
125			17			
126			14			
127			17			
128			9			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
129		12			
130		13			
131		18			
132		22			
133		10			
134		21			
135		14			
136		20			
137		13			
138		21			
139		16			
140		22			
141		39			
142		18			
143		27			
144		39			
145		15			
146		20			
147		47			
148		34			
149		34			
150		34			
151		34			
152		35			
153		52			
154		48			
155		59			
156		85			
157		63			
158		54			
159		100			
160		78			
161		53			
162		18			
163		14			
164		12			
165		17			
計 (構成比%)	0 ( 0.0)	2,834 ( 88.9)	48 ( 1.5)	158 ( 5.0)	147 ( 4.6)
				総計	3,187 ( 100.0)

その4 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26		1		
27				
28				
29				
30				
31				1
32				1
33				3
34				
35				
36		1		
37				
38				
39				1
40		1		
41				
42				
43				
44		1		
45				
46		1		
47		1		
48				1
49				
50		1		
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57			1	
58		1	1	
59				
60			2	
61				
62				
63		2	3	
64			2	

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
65					
66					
67			2		
68				1	
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76			1		
77				1	
78					
79				1	
80					
81					
82					
83			1		
84			1		
85					
86					
87					
88			1		
89			1		
90			1		
91					
92			3		
93			1		
94			4		
95			2		
96			3		
97					
98					
99			1		
100			3		
101			3		
102			1		
103					
104			2		
105			1		
106			6		
107					
108			3		
109			1		
110					
111			2		
112			1		
113					
114			1		
115			3		
116					
117			1		
118			4		
119					
120					
121					
122			2		
123					
124			1		
125			1		
126			1		
127			2		
128			1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
129	人	人	人	人
130		1		
131		1		
132		1		
133		2		
134				
135		2		
136				
137				
138		1		
139				
140		1		
141		3		
142		1		
143		5		
144		1		
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計 (構成比%)	0 ( 0.0)	93 ( 83.8)	11 ( 9.9)	7 ( 6.3)
			総計	111 ( 100.0)



第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

(平成30年職員給与等実態調査)

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下										
18歳		5								
19		14								
20		19								
21		21								
22		95								
23		80								
24		27	76							
25		14	74							
26		2	112							
27			93							
28			90	4						
29	1		105	9						
30			61	56						
31			33	74						
32	1		6	119						
33	2		3	93						
34			1	115						
35			1	106						
36				129						
37			1	110	1					
38				129	1					
39				127	12					
40				129	23					
41				112	30					
42				126	46					
43				93	61	4				1
44				86	60	14				
45				67	64	21				
46				62	71	30	6			
47				45	51	29	5	3		
48				26	62	34	3	3		
49				23	49	23	18	4	2	
50				12	42	25	15	1	3	1
51				10	35	26	18	3	2	
52				8	38	15	16	5	3	
53				5	33	31	21	3	7	
54				6	26	25	16	10	4	3
55				10	27	9	26	18	5	4
56				4	30	23	18	15	6	2
57				7	26	20	24	12	9	9
58				3	23	12	26	14	13	11
59				2	32	21	26	13	14	5
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66～69										
70歳以上										
計 (平均年齢)		281 ( 22.9)	656 ( 27.8)	1,907 ( 39.4)	843 ( 48.8)	362 ( 51.4)	238 ( 54.5)	104 ( 55.6)	68 ( 56.3)	36 ( 57.0)
									総計	4,495 ( 41.0)

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	2								
19	6								
20	9								
21	4								
22	47								
23	43								
24	13	45							
25	8	36							
26	1	56							
27		43							
28		45							
29		67							
30		44	15						
31		23	32						
32	1	2	47						
33		2	47						
34		1	53						
35		1	54						
36			58						
37			65						
38			79						
39			66	4					
40			73	16					
41			61	18					
42			82	27					
43			60	41	2				1
44			61	45	5				
45			43	51	11				
46			46	56	17	3			
47			32	39	20	4	3		
48			20	53	27	1	3		
49			15	37	12	16	4	2	
50			6	30	18	13	1	3	1
51			7	28	21	14	3	2	
52			3	33	11	15	3	3	
53			2	18	23	14	1	7	
54			3	10	22	12	8	4	3
55			8	15	6	22	14	4	4
56			1	20	19	13	13	6	2
57			3	19	9	17	9	8	8
58			1	18	7	21	12	9	10
59				19	14	21	11	7	5
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	134 ( 22.9)	365 ( 28.0)	1,043 ( 40.3)	597 ( 48.8)	244 ( 51.7)	186 ( 54.6)	85 ( 55.6)	55 ( 55.8)	34 ( 56.9)
								総計	2,743 ( 42.6)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下										
18歳		3								
19		8								
20		10								
21		17								
22		48								
23		37								
24		14	31							
25		6	38							
26		1	56							
27			50							
28			45	4						
29	1		38	9						
30			17	41						
31			10	42						
32			4	72						
33	2		1	46						
34				62						
35				52						
36				71						
37			1	45	1					
38				50	1					
39				61	8					
40				56	7					
41				51	12					
42				44	19					
43				33	20	2				
44				25	15	9				
45				24	13	10				
46				16	15	13	3			
47				13	12	9	1			
48				6	9	7	2			
49				8	12	11	2			
50				6	12	7	2			
51				3	7	5	4			
52				5	5	4	1	2		
53				3	15	8	7	2		
54				3	16	3	4	2		
55				2	12	3	4	4	1	
56				3	10	4	5	2		
57				4	7	11	7	3	1	1
58				2	5	5	5	2	4	1
59				2	13	7	5	2	7	
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66～69										
70歳以上										
計 (平均年齢)		147 ( 22.8)	291 ( 27.6)	864 ( 38.4)	246 ( 48.8)	118 ( 50.9)	52 ( 54.5)	19 ( 56.0)	13 ( 58.8)	2 ( 58.4)
									総計	1,752 ( 38.4)

その2 医療職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
17歳以下	人	人	人	人	人
18歳					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39			1		
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47				1	
48				2	
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55				2	
56					
57					
58					
59			1		
60					
61				1	
62					
63					
64					
65					
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	0	2 ( 49.6)	6 ( 52.7)	0
				総計	8 ( 52.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

年齢	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
17歳以下						
18歳						
19						
20						
21						
22			45			
23			42			
24			71			
25			77			
26			92			
27			90			
28			82			
29			93			
30			64			
31			67			
32			71			
33			63			
34			71			
35			83			
36			50			
37			62			
38			56			
39			66			
40			46			
41			50	1		
42			51			
43			60			
44			70	1		
45			56	4		
46			63	2		
47			63	9	4	
48			66	10	3	
49			87	4	14	
50			92	10	17	2
51			69	2	16	2
52			89	3	18	3
53			87		25	9
54			94		23	16
55			104		12	12
56			111		11	22
57			129	2	3	26
58			119		3	28
59			83		9	27
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66～69						
70歳以上						
計 (平均年齢)		0	2,834 ( 42.5)	48 ( 49.1)	158 ( 53.3)	147 ( 56.9)
					総計	3,187 ( 43.8)

その4 高等学校等教育職給料表

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
17歳以下					
18歳					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27			1		
28					
29			1		
30			1		
31					
32			4		
33					
34			1		
35			1		
36					
37			4		
38					
39			4		
40			3		
41			7		
42			4		
43			7		
44			6		
45			11		
46			2		
47			5	1	
48			3	1	
49			6	1	
50			2	1	
51			5	2	
52			2	1	
53			1	1	1
54			3	2	
55			3		1
56			2	1	3
57					2
58			2		
59			2		
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)		0	93 ( 45.4)	11 ( 51.9)	7 ( 56.0)
				総計	111 ( 46.7)

第4表 扶養親族数別職員数

(平成30年職員給与等実態調査)

扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる配偶者を有する者
1 人	1,003 人	374 人
2 人	1,201	426
3 人	844	632
4 人	227	200
5 人	22	19
6人以上	0	0
小 計	3,297	1,651
支給されていない職員	4,504	
合 計	7,801	

(注) 1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 扶養手当の額は、配偶者については10,000円、子については8,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合は、子のうち1人については10,000円、子もない場合は、その他の扶養親族のうち1人については9,000円)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

3 扶養手当制度の見直しにより、今年度から段階的に金額が改定され、平成32年度の制度完成時には、子については1人につき10,000円、子以外については1人につき6,500円等となる。

第5表 住居手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区 分		職員数
支給されている職員		1,369 人
借家 ・ 借間	月額11,000円未満	4
	月額11,000円以上25,700円未満	307
	月額25,700円	1,058
支給されていない職員		6,432
合 計		7,801
支給されている職員1人当たりの額		24,768 円



第6表 通勤手当の支給状況

(平成30年職員給与等実態調査)

区 分	支給月額	職員数
	円	人
支給されている職員		7,232
交通機関利用者		875
交通用具（自動車等）使用者		6,263
片道5km未満	2,000	1,684
片道5km以上 10km未満	4,200	2,356
片道10km以上 15km未満	7,100	1,218
片道15km以上 20km未満	10,000	520
片道20km以上 25km未満	12,900	224
片道25km以上 30km未満	15,800	112
片道30km以上 35km未満	18,700	35
片道35km以上 40km未満	21,600	38
片道40km以上 45km未満	24,400	27
片道45km以上 50km未満	26,200	25
片道50km以上 55km未満	28,000	6
片道55km以上 60km未満	29,800	8
片道60km以上	31,600	10
交通機関と交通用具の併用者		94
支給されていない職員		569
計		7,801
支給されている職員1人当たりの額	6,736円	

(注) 通勤による環境への負荷の低減を図るため、平成33年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。

## 第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(平成30年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	130,300	技術統括監	1
2種	104,200	部長、区長	23
3種	99,100	担当部長	6
4種	94,000	参与	9
5種	82,200	次長、副区長	41
6種	77,400	参事、本庁の課長	104
7種	66,400	副参事	28
8種	62,300	区役所の課長	28
9種	51,900	専門監	210
10種	49,600	本庁の課長補佐	21
11種	46,300	区役所の課長補佐	18
その他		病院長ほか	2
計			491

(注) 55歳を超える職員のうち行政職給料表6級以上の職員は、上記金額に100分の1.3を乗じて得た額を減じて支給されている。

教育職員給与条例適用者

(平成30年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種～5種	82,200～ 66,400	次長、参事、教育センター所長	12
8種～10種	70,100～ 52,600	小学校長、中学校長	141
11種	72,800	高等学校長	1
12種	52,900	高等学校副校長	1
13種～14種	52,500～ 43,700	小学校教頭、中学校教頭	147
15種	44,100	高等学校教頭	1
計			303

第8表 職員数の比較

区分 給料表	平成30年4月 (A)	平成29年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
行政職	人 4,838	人 4,833	人 5	% 100.1
事務職員・技術職員	2,938	2,955	△ 17	99.4
その他の職員※	1,900	1,878	22	101.2
医療職	8	8	0	100.0
小学校中学校等教育職	3,447	3,424	23	100.7
高等学校等教育職	111	135	△ 24	82.2
技能労務職	224	241	△ 17	92.9
企業職	253	256	△ 3	98.8
計	8,881	8,897	△ 16	99.8

(注) 1 対象は、一般職の常勤職員

2 「その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

第9表 再任用職員の級別人員

フルタイム勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 0	人 7	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 1	人 9

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 66	人 0	人 0	人 0	人 66

短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	人 0	人 14	人 377	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 391

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等教育職	人 0	人 64	人 0	人 0	人 0	人 64

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等教育職	人 0	人 1	人 0	人 0	人 1

## 2 民間給与関係資料

### 平成 30 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 30 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所  
378 事業所

##### イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種  
(うち初任給関係職種 18 職種)

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(3) のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 10 層に層化し、これらの層から無作為に抽出された 118 事業所の実地調査を行った。  
調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。  
なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

##### ウ 調査実人員

初任給関係 609 人、初任給関係以外の調査職種 4,828 人（行政職に相当する調査実人員 4,671 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、29,109 人であり、行政職に相当するものは 25,807 人である。）

#### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 10 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成 30 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	企業規模					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	107	18	13	18	41	17
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	3	0	0	0	1	2
製 造 業	62	6	6	12	28	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	16	4	4	4	3	1
卸 売 業 , 小 売 業	8	1	0	0	5	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	5	2	2	0	1	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	13	5	1	2	3	2

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が 11 所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	197,687	199,092	195,669	* 197,955
		短大卒	178,029	179,130	176,481	* 175,600
		高校卒	163,327	163,445	162,917	* 164,486
	新卒技術者	大学卒	199,863	206,379	195,404	* 196,900
		短大卒	179,236	182,758	176,884	* 173,333
		高校卒	166,579	168,708	164,094	* 169,280
	新卒事務員・技術者計	大学卒	198,506	201,337	195,549	197,549
		短大卒	178,506	180,312	176,687	* 174,750
		高校卒	164,671	165,494	163,430	166,483

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

(平成30年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考		
			きま つて 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
支店長 ・ 工場長 事務部長 事務次長 事務課長 技術部長 技術次長 技術課長	支店長	10	54.0	819,788	494	819,294	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	
	大学卒	6	52.3	851,463	720	850,743		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	4	56.8	768,628	129	768,499		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	4	57.8	831,352	0	831,352		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	58.0	884,868	0	884,868		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	102	53.2	611,320	435	610,885	2課以上又は構成員20人 以上の部の長、職能資格等 が同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)	
	大学卒	78	53.4	632,421	566	631,855		
	短大卒	8	50.2	515,276	0	515,276		
	高校卒	16	53.5	555,012	0	555,012		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	94	51.7	617,683	853	616,830	同上	
	大学卒	70	51.7	640,776	1,117	639,659		
	短大卒	8	52.0	537,542	0	537,542		
	高校卒	14	51.5	535,937	0	535,937		
	中学卒	2	54.1	611,325	0	611,325		
事務部次長	36	52.5	620,761	226	620,535	上記部長に事故等のあると きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、 中間職(部長一課長間)		
大学卒	31	52.0	629,709	269	629,440			
短大卒	2	54.0	563,133	0	563,133			
高校卒	3	55.9	582,016	0	582,016			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	15	49.1	517,923	2,240	515,683	同上		
大学卒	10	47.4	532,450	3,275	529,175			
短大卒	2	49.5	534,350	0	534,350			
高校卒	3	54.7	459,871	0	459,871			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	287	49.7	536,460	4,287	532,173	2係以上又は構成員10人 以上の課の長、職能資格等 が同等と認められる課の長 及び課長級専門職		
大学卒	187	49.6	547,641	5,224	542,417			
短大卒	27	48.3	485,418	45	485,373			
高校卒	72	50.5	525,806	3,364	522,442			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術課長	236	48.1	510,349	2,998	507,351	同上		
大学卒	155	48.2	522,576	2,543	520,033			
短大卒	25	47.9	492,651	6,713	485,938			
高校卒	55	47.8	467,280	3,085	464,195			
中学卒	*	*	*	*	*			

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							人	歳
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	141	46.7	499,795	39,274	460,521	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	106	45.4	512,150	40,689	471,461		
	短 大 卒	10	50.1	439,405	29,995	409,410		
	高 校 卒	25	51.1	470,108	36,800	433,308		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	90	46.9	496,340	13,053	483,287		同 上
	大 学 卒	69	46.8	509,147	11,644	497,503		
	短 大 卒	9	47.8	433,684	18,027	415,657		
	高 校 卒	12	46.7	429,744	21,920	407,824		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	365	46.6	479,973	69,620	410,353		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	193	44.4	459,831	64,197	395,634		
	短 大 卒	42	45.3	396,990	46,960	350,030		
	高 校 卒	121	51.5	539,238	84,429	454,809		
	中 学 卒	9	53.7	670,821	135,723	535,098		
	技術係長	331	43.8	506,690	109,582	397,108		同 上
	大 学 卒	246	43.4	510,088	111,661	398,427		
	短 大 卒	20	50.6	473,586	78,487	395,099		
	高 校 卒	56	44.0	467,575	103,591	363,984		
	中 学 卒	9	48.7	592,775	107,049	485,726		
	事務主任	280	44.0	401,826	56,233	345,593		係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	110	41.0	391,628	53,780	337,848		
	短 大 卒	46	45.4	359,482	43,891	315,591		
	高 校 卒	120	46.2	426,982	63,045	363,937		
	中 学 卒	4	48.3	432,757	66,658	366,099		
	技術主任	286	46.3	450,826	64,794	386,032		同 上
	大 学 卒	118	38.4	421,034	77,925	343,109		
短 大 卒	22	43.1	421,391	96,419	324,972			
高 校 卒	134	51.1	461,299	47,518	413,781			
中 学 卒	12	50.6	603,305	154,565	448,740			
事務係員	1,311	38.0	298,501	30,069	268,432			
大 学 卒	621	34.6	304,479	35,099	269,380			
短 大 卒	219	44.1	280,302	18,477	261,825			
高 校 卒	466	40.3	298,281	27,909	270,372			
中 学 卒	5	43.3	363,488	47,469	316,019			
技術係員	1,083	34.7	342,995	61,789	281,206			
大 学 卒	617	32.7	348,669	68,170	280,499			
短 大 卒	150	41.9	348,684	61,366	287,318			
高 校 卒	303	37.1	324,696	45,533	279,163			
中 学 卒	13	51.3	495,270	112,208	383,062			



2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							人
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒  工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒  事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒  技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒  事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒  技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒  事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒  技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	10	54.0	819,788	494	819,294	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)  構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)  2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)  同 上  上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)  同 上  2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職  同 上	
	6	52.3	851,463	720	850,743		
	-	-	-	-	-		-
	4	56.8	768,628	129	768,499		-
	-	-	-	-	-		-
	4	57.8	831,352	0	831,352		-
	2	58.0	884,868	0	884,868		-
	*	*	*	*	*		-
	*	*	*	*	*		-
	-	-	-	-	-		-
	73	53.8	648,829	533	648,296		-
	59	54.4	665,001	647	664,354		-
	4	52.5	577,500	0	577,500		-
	10	50.6	571,935	0	571,935		-
	-	-	-	-	-		-
	61	53.6	653,545	1,332	652,213		-
	50	53.6	666,619	1,566	665,053		-
	5	53.3	566,670	0	566,670		-
	5	53.7	597,209	0	597,209		-
	*	*	*	*	*		-
	26	54.0	660,223	0	660,223		-
	24	53.8	660,174	0	660,174		-
	*	*	*	*	*		-
	*	*	*	*	*		-
	-	-	-	-	-		-
	8	50.7	577,242	0	577,242		-
	5	50.9	607,866	0	607,866		-
2	49.5	534,350	0	534,350	-		
*	*	*	*	*	-		
-	-	-	-	-	-		
202	50.1	571,870	5,812	566,058	-		
138	49.9	577,240	6,884	570,356	-		
17	50.9	521,776	73	521,703	-		
46	50.2	575,289	4,548	570,741	-		
*	*	*	*	*	-		
155	49.5	549,301	4,089	545,212	-		
108	49.3	555,873	3,289	552,584	-		
16	50.2	533,577	10,732	522,845	-		
30	49.8	515,412	5,161	510,251	-		
*	*	*	*	*	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	133	46.6	505,745	39,122	466,623	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）  同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）  同 上
	大 学 卒	103	45.6	513,924	38,553	475,371	
	短 大 卒	10	50.1	439,405	29,995	409,410	
	高 校 卒	20	50.6	494,876	46,918	447,958	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	79	47.0	501,952	6,816	495,136	
	大 学 卒	63	47.1	512,099	6,620	505,479	
	短 大 卒	8	47.4	437,552	15,246	422,306	
	高 校 卒	8	46.1	433,044	0	433,044	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	262	47.0	504,670	77,844	426,826	
	大 学 卒	136	44.3	472,509	70,232	402,277	
	短 大 卒	23	46.1	429,683	52,678	377,005	
	高 校 卒	94	52.7	580,763	95,964	484,799	
	中 学 卒	9	53.7	670,821	135,723	535,098	
	技術係長	253	44.1	516,515	112,905	403,610	
	大 学 卒	187	43.7	518,347	114,475	403,872	
	短 大 卒	15	50.9	487,148	82,383	404,765	
	高 校 卒	43	44.6	492,315	112,314	380,001	
	中 学 卒	8	49.7	620,258	117,920	502,338	
	事務主任	207	44.0	420,308	59,249	361,059	
	大 学 卒	80	40.3	396,156	53,508	342,648	
	短 大 卒	21	46.6	407,279	48,286	358,993	
	高 校 卒	102	46.4	441,551	65,685	375,866	
	中 学 卒	4	48.3	432,757	66,658	366,099	
	技術主任	226	47.8	468,102	62,564	405,538	
	大 学 卒	80	38.0	445,114	82,210	362,904	
短 大 卒	15	44.1	427,521	83,689	343,832		
高 校 卒	119	52.0	471,090	45,779	425,311		
中 学 卒	12	50.6	603,305	154,565	448,740		
事務係員	703	37.7	305,848	29,934	275,914		
大 学 卒	344	33.3	297,566	31,521	266,045		
短 大 卒	96	46.0	299,487	18,452	281,035		
高 校 卒	258	41.9	325,354	32,933	292,421		
中 学 卒	5	43.3	363,488	47,469	316,019		
技術係員	663	34.4	349,753	63,820	285,933		
大 学 卒	344	32.2	358,476	72,346	286,130		
短 大 卒	85	41.2	360,556	64,997	295,559		
高 校 卒	222	37.1	325,620	44,285	281,335		
中 学 卒	12	50.9	506,506	118,730	387,776		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	26	51.5	528,936	257	528,679	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	18	51.1	546,186	374	545,812	
短 大 卒	3	46.8	439,500	0	439,500	
高 校 卒	5	56.1	521,977	0	521,977	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部長	27	47.4	565,792	0	565,792	同 上
大 学 卒	19	46.0	581,758	0	581,758	
短 大 卒	3	50.2	498,860	0	498,860	
高 校 卒	4	49.6	518,179	0	518,179	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事務部次長	7	50.8	531,782	1,086	530,696	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	4	47.3	547,093	1,999	545,094	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	2	55.0	528,482	0	528,482	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	4	44.9	465,545	0	465,545	同 上
大 学 卒	3	41.1	472,526	0	472,526	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	67	49.1	456,884	357	456,527	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	42	48.8	465,056	573	464,483	
短 大 卒	6	44.0	418,843	0	418,843	
高 校 卒	19	51.4	451,027	0	451,027	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	64	45.4	421,460	68	421,392	同 上
大 学 卒	40	44.9	415,718	78	415,640	
短 大 卒	8	45.1	427,965	0	427,965	
高 校 卒	16	46.8	432,808	77	432,731	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							人	歳
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	8	47.9	409,890	41,571	368,319	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）  同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）  同 上	
	大 学 卒	3	38.3	450,281	115,201	335,080		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	5	52.9	389,124	3,716	385,408		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	10	44.9	445,153	80,297	364,856		
	大 学 卒	6	43.3	462,142	91,628	370,514		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	3	45.7	427,130	75,115	352,015		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	80	45.7	393,244	39,936	353,308		
	大 学 卒	51	45.6	407,126	36,615	370,511		
	短 大 卒	15	43.9	337,767	44,481	293,286		
	高 校 卒	14	48.1	405,829	47,079	358,750		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	68	41.3	395,780	72,182	323,598		
	大 学 卒	55	40.7	402,152	75,500	326,652		
	短 大 卒	3	49.2	317,859	21,212	296,647		
	高 校 卒	9	42.3	386,432	75,280	311,152		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務主任	68	44.3	356,840	48,714	308,126		
	大 学 卒	28	43.3	386,661	55,971	330,690		
	短 大 卒	22	45.0	326,951	39,788	287,163		
	高 校 卒	18	44.8	348,729	48,862	299,867		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	48	38.2	365,270	72,660	292,610		
	大 学 卒	31	38.0	365,995	63,738	302,257		
短 大 卒	6	42.4	414,415	123,201	291,214			
高 校 卒	11	36.0	334,428	70,293	264,135			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	479	39.1	292,657	33,082	259,575			
大 学 卒	226	37.7	324,947	45,530	279,417			
短 大 卒	89	44.6	260,548	18,691	241,857			
高 校 卒	164	37.8	261,828	22,519	239,309			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術係員	352	36.0	309,610	51,512	258,098			
大 学 卒	236	34.4	306,978	50,599	256,379			
短 大 卒	53	43.7	320,015	48,922	271,093			
高 校 卒	63	36.6	313,480	60,013	253,467			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	3	55.2	576,900	0	576,900	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部長	6	53.3	496,116	0	496,116	同 上
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	5	51.3	501,235	0	501,235	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	3	44.5	512,000	0	512,000	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	3	44.5	512,000	0	512,000	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	3	51.2	448,977	10,703	438,274	同 上
大 学 卒	2	48.5	445,775	16,055	429,720	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	18	47.7	444,370	2,240	442,130	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	7	47.6	452,038	0	452,038	
短 大 卒	4	44.0	438,351	0	438,351	
高 校 卒	7	49.9	440,140	5,760	434,380	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	17	43.7	408,740	1,901	406,839	同 上
大 学 卒	7	44.1	420,955	687	420,268	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	9	44.4	400,586	3,025	397,561	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務課長代理	-	-	-	-	-	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長-係長間）	
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	*	*	*	*	*		同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	23	42.7	332,329	23,331	308,998	係の長及び係長級専門職	
大 学 卒	6	39.2	359,196	38,077	321,119		
短 大 卒	4	43.5	370,950	10,325	360,625		
高 校 卒	13	44.1	308,045	20,527	287,518		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係長	10	40.5	385,478	67,844	317,634	同 上	
大 学 卒	4	36.5	362,832	52,452	310,380		
短 大 卒	2	46.5	440,076	89,586	350,490		
高 校 卒	4	41.5	380,826	72,366	308,460		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	5	39.1	298,119	41,884	256,235	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長-係員間）	
大 学 卒	2	36.5	283,044	32,499	250,545		
短 大 卒	3	40.8	308,170	48,141	260,029		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術主任	12	45.0	382,206	87,020	295,186	同 上	
大 学 卒	7	44.2	403,217	95,592	307,625		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	4	49.3	346,229	67,262	278,967		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	129	35.1	259,759	18,018	241,741		
大 学 卒	51	34.0	278,876	22,738	256,138		
短 大 卒	34	33.3	249,543	17,940	231,603		
高 校 卒	44	38.2	244,765	12,065	232,700		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	68	38.1	334,548	61,399	273,149		
大 学 卒	37	36.3	337,273	61,114	276,159		
短 大 卒	12	40.8	344,464	85,938	258,526		
高 校 卒	18	38.8	324,146	49,036	275,110		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

その2 公民給与比較の対象外職種

規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。	
電話交換手	-	-	-	-	-		
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-		
守衛 用務員	- -	- -	- -	- -	- -		
研究 関係 職種						構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以 上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）	
	研究所長	*	*	*	*		*
	研究部（課）長	3	49.8	580,843	0		580,843
	研究室（係）長	7	44.6	540,934	87,356		453,578
	主任研究員	15	41.0	458,092	62,218		395,874
	研究員	11	32.0	336,918	52,172		284,746
研究補助員	-	-	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	*	*	*	*	*	上記院長に事故等のあるときの職 務代行者
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	*	*	*	*	*	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	3	46.5	339,917	0	339,917	
	診療放射線技師	*	*	*	*	*	
	臨床検査技師	-	-	-	-	-	
	栄養士	*	*	*	*	*	
	理学療法士	6	29.2	274,748	248	274,500	
	作業療法士	4	27.8	230,750	0	230,750	
	総看護師長	-	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上
	看護師長	4	52.8	392,875	48,750	344,125	部下に看護師又は准看護師5人以 上
看護師	15	46.1	337,223	56,323	280,900		
准看護師	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
教育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	2	58.0	623,170	0	623,170
	大学教授	17	54.4	588,432	0	588,432
	大学准教授	20	49.2	494,937	0	494,937
	大学講師	14	46.3	423,893	0	423,893
	大学助教	8	37.1	347,021	0	347,021
	高等学校校長	-	-	-	-	-
	高等学校教頭	*	*	*	*	*
	高等学校教諭	22	44.5	435,764	0	435,764



### その3 再雇用者

#### 1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	4	62.8	416,353	0	416,353	
事務・技術部次長	2	62.0	320,475	0	320,475	
事務・技術課長	2	61.0	383,903	0	383,903	
事務・技術課長代理	2	65.0	346,565	0	346,565	
事務・技術係長	6	62.0	201,265	4,530	196,735	
事務・技術主任	3	61.8	325,280	35,613	289,667	
事務・技術係員	95	63.1	264,485	11,817	252,668	

#### 2 企業規模計 (60歳男性のみ)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	*	*	*	*	*	
事務・技術部次長	*	*	*	*	*	
事務・技術課長	*	*	*	*	*	
事務・技術課長代理	-	-	-	-	-	
事務・技術係長	3	60.0	191,601	5,359	186,242	
事務・技術主任	*	*	*	*	*	
事務・技術係員	14	60.0	248,944	16,387	232,557	

第13表 民間における初任給の改定状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴・企業規模		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	61.9	(43.4)	(56.6)	(0.0)	38.1
	500人以上	75.0	(48.9)	(51.1)	(0.0)	25.0
	100人以上 500人未満	66.4	(33.8)	(66.2)	(0.0)	33.6
	100人未満	6.3	(100.0)	(0.0)	(0.0)	93.7
高校卒	規模計	44.5	(35.6)	(64.4)	(0.0)	55.5
	500人以上	56.1	(45.8)	(54.2)	(0.0)	43.9
	100人以上 500人未満	37.6	(19.5)	(80.5)	(0.0)	62.4
	100人未満	25.0	(25.0)	(75.0)	(0.0)	75.0

(注) ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における定期昇給制度の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項目 役職・企業規模		定期昇給制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係員	規模計	94.0	(26.3)	(90.8)	(37.3)	6.0
	500人以上	93.0	(28.9)	(89.1)	(48.9)	7.0
	100人以上 500人未満	97.4	(25.0)	(94.3)	(33.8)	2.6
	100人未満	87.5	(21.4)	(85.7)	(7.1)	12.5
課長級	規模計	87.4	(26.3)	(90.8)	(37.3)	12.6
	500人以上	79.2	(19.9)	(91.2)	(38.0)	20.8
	100人以上 500人未満	97.4	(22.6)	(92.0)	(26.2)	2.6
	100人未満	86.7	(23.1)	(76.9)	(15.4)	13.3

(注) ( ) 内は、定期昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第 15 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	係 員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 52.3	% 47.7	% 39.5	% 60.5	% 38.2	% 61.8
500人以上	60.9	39.1	43.3	56.7	40.3	59.7
100人以上 500人未満	45.2	54.8	35.3	64.7	36.4	63.6
100人未満	46.4	53.6	39.1	60.9	37.3	62.7

第 16 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

家族手当制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定又は見直 すことについて 検討中	税制及び社会保 障制度の見直し の動向等によっ ては見直すこと を検討する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定がない (検討も行ってい ない)
74.9%	(83.7%)	[20.0%]	[4.4%]	[75.6%]

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その 2 扶養家族の構成別支給額

(平成30年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配 偶 者	11,554 円
配偶者と子 1 人	17,269 円
配偶者と子 2 人	22,221 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については10,000円、子については8,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合は、子のうち1人については10,000円、子もいない場合は、その他の扶養親族のうち1人については9,000円)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第 17 表 民間における住宅手当の支給状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支 給	42.4%
非 支 給	57.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	25,000円以上 26,000円未満

(注) 「中位階層」とは、手当月額の平均値ではなく、個々のデータの分布の中央に位置する階層のことである。

備考 市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、25,700円である。

第 18 表 公民比較における比較対象従業員

職 種	要 件
支店長、工場長	・構成員 50 人以上の支店（社）又は工場の長
事務・技術部長	・構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長 ・職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
事務・技術部次長	・部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職 ・部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者
事務・技術課長	・構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長 ・職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
事務・技術課長代理	・課長に事故等のあるときの職務代行者 ・直属の部下に係長又は部下 4 人以上を有する課長代理 ・職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 ・課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、課長と係長の間に位置付けられる者
事務・技術係長	・係の長又は係長級専門職
事務・技術主任	・係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ・係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ・係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者 ・係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者
事務・技術係員	・上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

### 3 労働経済関係資料

第 19 表 労働経済指標

項 目			年 月		平成29年				
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 (調査産業計)	静岡県	金額 (円)	276,359	273,697	278,040	274,146	273,668	
			前年同月比 (%)	△ 1.4	0.1	0.4	△ 0.2	0.7	
		全国	金額 (円)	294,971	289,051	291,520	291,266	289,345	
			前年同月比 (%)	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4	
	うち 所定内給与	静岡県	金額 (円)	247,872	246,421	250,864	246,791	247,321	
			前年同月比 (%)	△ 1.8	0.0	0.3	△ 0.4	0.6	
		全国	金額 (円)	268,859	264,818	267,301	267,053	265,268	
			前年同月比 (%)	0.6	0.7	0.7	0.6	0.4	
	総実労働時間数 (調査産業計)	静岡県 (時間)		159.2	147.6	161.8	156.7	146.2	
		全国 (時間)		153.1	144.7	154.2	150.5	144.5	
うち所定外 労働時間数		静岡県 (時間)	15.4	14.4	15.0	14.4	13.3		
		全国 (時間)	13.2	12.3	12.3	12.4	12.0		
生計費 (総務省家計調査)	消費支出 二人以上の世帯	浜松市	金額 (円)	278,385	309,773	276,475	248,467	282,106	
			前年同月比 (%)	△ 11.4	19.2	15.3	△ 13.9	1.6	
		全国	金額 (円)	295,929	283,056	268,802	279,197	280,320	
			前年同月比 (%)	△ 0.9	0.4	2.8	0.4	1.4	
物 価	消費者物価 指数 (総務省)	浜松市	前年同月比 (%)	1.0	0.9	0.5	0.6	1.0	
		全国	前年同月比 (%)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	
	国内企業物価指数 (日本銀行)		前年同月比 (%)	2.1	2.1	2.2	2.5	2.9	
雇用 ・ そ の 他	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比 (%)	1.6	1.8	1.5	1.7	1.4	
	有効求人倍率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)			1.47	1.49	1.50	1.51	1.52	
	完全失業率 (%) (季節調整値・総務省)			2.8	3.0	2.8	2.8	2.8	

- (注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。  
 2 「生計費」は、全国・浜松市とも農林漁家世帯を含む数値である。  
 3 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、平成27年平均を100とした指数を基礎としている。

9 月	10 月	11 月	12 月	平成30年				
				1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
275,811	277,147	276,311	277,271	272,334	274,048	271,914	277,484	272,037
1.5	1.5	0.9	△ 0.6	0.4	0.6	0.0	0.4	△ 0.6
291,098	291,585	291,838	291,931	289,951	289,965	293,782	296,574	292,656
0.7	0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6	1.2
247,787	249,318	247,985	249,853	247,061	248,010	245,830	250,023	247,122
0.6	1.3	0.9	△ 0.1	0.7	1.2	0.4	0.9	0.3
267,076	266,571	266,047	266,043	265,610	265,310	268,427	270,683	268,268
0.8	0.4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0.7	1.3
155.8	155.1	158.4	155.2	139.2	147.8	148.2	155.3	146.8
148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9	146.6
15.0	15.0	15.7	14.8	12.3	13.4	13.1	13.7	13.5
12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0	12.4
281,650	250,738	279,888	286,837	320,281	258,126	295,833	386,613	322,320
20.4	△ 12.1	1.7	△ 6.9	13.3	2.6	3.4	38.9	4.1
268,802	282,872	277,361	322,157	289,703	265,614	301,230	294,439	281,307
0.6	0.3	2.4	1.2	3.7	1.9	1.1	△ 0.5	△ 0.6
0.9	0.8	0.8	1.3	1.7	1.9	1.6	0.7	0.9
0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6	0.7
3.0	3.5	3.5	3.0	2.7	2.6	2.1	2.1	2.7
1.7	1.8	1.8	1.5	1.4	1.6	1.5	1.2	1.3
1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59	1.60
2.8	2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	2.2

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年9月発行

浜松市人事委員会

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目12番7号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



ウォーター・マリンスポーツの聖地 浜松